

記 録

文書番号	SCJ第25期-050904-25380300-039
委員会等名	経済学委員会ワークライフバランス研究分科会
標題	新たなワークライフバランス研究推進に資する統計基盤整備 について
作成日	令和5年（2023年）9月4日

※本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議経済学委員会ワークライフバランス研究分科会（第25期）の審議結果と活動記録を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議経済学委員会
第25期 ワークライフバランス研究分科会

委員長	大石 亜希子	(連携会員)	千葉大学大学院社会科学研究院教授
副委員長	臼井 恵美子	(連携会員)	一橋大学経済研究所教授
幹事	中村 さやか	(連携会員)	上智大学経済学部教授
幹事	安井 健悟	(連携会員)	青山学院大学経済学部教授
	大垣 昌夫	(第一部会員)	慶應義塾大学経済学部教授
	大竹 文雄	(第一部会員)	大阪大学大学院経済学研究科教授
	森口 千晶	(第一部会員)	一橋大学経済研究所教授
	磯谷 明德	(連携会員)	下関市立大学経済学部特命教授
	宇南山 卓	(連携会員)	京都大学経済研究所教授
	角谷 快彦	(連携会員)	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
	永瀬 伸子	(連携会員)	お茶の水女子大学基幹研究院教授
	吉沢 豊予子	(連携会員)	東北大学大学院医学系研究科教授

本分科会の活動と記録の作成にあたり、以下の方にご協力をいただいた（所属は分科会開催当時のもの）。

松下 美帆 氏（一橋大学経済研究所准教授）

要 旨

1 作成の背景

日本学術会議経済学委員会ワークライフバランス研究分科会では、これからの時代にふさわしいワークライフバランス実現への課題を経済学的観点から議論してきたが、2020年以降はコロナ禍の中で勤務体制の見直しが図られたり、テレワークが拡大したりする一方で、感染防止の観点から家庭内でのケア負担が増大するなど、これまでとは異なるワークライフバランス上の問題も生じている。

一方、令和4年5月に発表された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」（内閣府）では、男女共同参画の実現に向けて、女性の活躍促進と並行して、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが掲げられ、男性の育児休業取得の推進や働き方の改革、さらに、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実が提唱された。

このような変化を前にして、適切な施策を立案し行うためには、ワークライフバランスの現状を正しく把握し分析するためのデータ基盤整備が必要という認識のもと、本分科会では、審議を行ってきた。

その結果、以下の点が、今後のさらなる検討事項としてあげられた。

2 検討に当たっての問題意識

的確で客観的な資料・情報に基づき日本社会・経済の現状を正しく理解し、より良い社会に向けての必要な対策を講じるうえで、公的統計調査は最も重要な基礎資料となるものである。しかしながら、コロナ禍においては国民生活の現状把握に直結する、いくつかの重要な調査が実施されなかった。しかし本来、社会が危機に直面している時こそ、調査を通じて実態把握に努め、危機への対応をとることが不可欠である。

コロナ危機のような社会経済状況の変化が企業や家計・個人などの経済主体の行動にどのような影響をもたらしているのか、また、様々な政策が所期の目的を達成しているかどうかを検討するには、個々の経済主体の行動を事前事後で把握できる「パネル調査」が有効である。日本では民間研究機関や大学が主体となるパネル調査も増加しつつあるものの、標本の規模や回収率の高さ、地理的なカバレッジや継続性という点で公的機関の実施するパネル調査に比肩するものはない。その意味で、公的なパネル調査は重要な統計基盤の一翼を担うものである。とくにワークライフバランスの実情を把握する上では、一時点における労働実態や生活時間配分の把握にとどまらず、ライフサイクル的な視点からの検討が不可欠であることから、パネル調査が継続されることの意義は大きい。

また、前述したように、コロナ禍ではいくつかの統計調査が中止される一方で、感染症拡大が生活や意識にもたらす影響を把握するために、公的・半公的機関による新たな調査が実施された。従来とは異なる事象の発生に対応して機動的に調査を実施することは望ましい半面、こうした調査はパネル調査ではないために、危機前の状況が不十分にしか把握

できない場合が多く、適切な方法で影響を把握することが難しい。

一方、行政記録情報は、基本的には行政が機能している限り中断なく蓄積されているので、企業や家計・個人など個々の経済主体の識別番号を用いればパネルデータを構築することも可能であり、家庭状況や主観的な状況がわかる既存の統計調査との連携も考えられる。日本学術会議が2020年に発出した提言「行政記録情報の活用に向けて」では、そのような利点を生かすことが提言されているが、実現に向けた動きを加速させることが喫緊の課題である。

ワークライフバランスは、広義には人々のウェルビーイングに関わる問題である。国際的には、ウェルビーイング指標を計測し、政策評価指標にする取り組みも始まっており、とくにコロナ禍での人々のウェルビーイングの変化が注目されている。このような動きについて、日本ではまだ公的統計におけるウェルビーイング指標の扱いや学術面での検討が大きく進んではいない。

3 検討事項

(1) 統計調査の継続と機動性の確保について

- コロナ禍の経験を踏まえて、公的統計調査を担当する諸機関における、危機管理の一環として緊急時にも何らかの調査を継続できる体制の検討・構築。
- 公的パネル調査を継続するとともに、利活用の推進にいつそう取り組むこと。
- そのうえで、コロナ禍における休校などのように、従来とは異なる事象の発生に伴い、その影響を把握する必要性が生じた際には、継続的に実施されているパネル調査と紐づける形で機動的に調査を実施すること。

(2) 行政記録（業務統計）の活用推進について

- 行政記録情報の整備については2020年9月に提言が出されたところであるが、通常業務で得られている情報をリアルタイムで分析可能にし、コロナ危機のように時々刻々と事態が変化する場合にも正確な情勢判断ができる体制を構築すること。
- ワークライフバランスの実情を労使双方から把握するために、労働者についての行政記録と企業についての行政記録の統合を図ったり、行政記録と統計調査を統合したりするような体制整備をすること。

(3) ウェルビーイング指標の拡充について

- 海外におけるウェルビーイング指標活用の動きを視野にいれつつ、統計調査におけるウェルビーイング指標の拡充について研究者と連携を図りつつ検討すること。

目次

1	はじめに.....	i
2	現状及び問題点.....	ii
	(1) 危機時の統計調査.....	ii
	(2) パネル調査継続の重要性.....	ii
	(3) 機動性の確保.....	iii
	(4) 海外の事例.....	iv
	(5) 行政記録（業務統計）の活用推進、統計間のマッチング.....	v
	(6) ウェルビーイング指標を巡る動き.....	v
3	今後の検討事項.....	vi
	(1) 統計調査の継続と機動性の確保.....	vi
	(2) 行政記録（業務統計）の活用推進.....	vi
	(3) ウェルビーイング指標の拡充についての検討.....	vi
	<参考文献>.....	1
	<参考資料1>審議経過.....	2
	<参考資料2>シンポジウム開催.....	2

1 はじめに

日本学術会議経済学委員会ワークライフバランス研究分科会では、これからの時代にふさわしいワークライフバランス実現への課題を経済学的観点から議論しており、2017年9月には報告「労働時間の規制の在り方に関する報告」を表出した。

その後、第196回国会において成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下、「働き方改革関連法」という。）において労働基準法（昭和22年法律第49号）が改正され、新たに時間外労働の上限規制等が設けられるとともに年次有給休暇の時季指定の仕組みが導入されるなど、各種の長時間労働対策が実施された。その後、日本の月間総実労働時間は2018、19年と減少したものの、これには主として一般労働者の所定内労働時間の減少とパートタイム労働者比率の高まりが寄与しているとされ^[1]、2019年の雇用政策研究会報告書^[2]においても、「正社員の働き方については、依然として長時間労働の実態がみられる」と指摘される状況が続いていた²。

そのようななか、2020年には年初から新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、3月には世界保健機構（WHO）が「世界的大流行（パンデミック）」宣言を発する事態となった。我が国においても、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するために4月に第1回目の緊急事態宣言が発令され、社会経済活動や人々の生活には大きな影響が生じた。

飲食・宿泊・娯楽関係を中心に休業する事業所がでる一方で、医療・福祉関係の事業所では感染症に関わる業務が急増し、教育現場でも休校やオンライン化への対応を迫られた。勤務体制の見直しや、テレワークの導入を行う職場も増加した。

家庭においては、勤務体制変更への対応に加えて、休校や休園あるいは介護サービス供給の縮小などにより、ケア負担が増大するなど、従来とは異なるワークライフバランス上の問題も生じることとなった。

一方、令和4年5月に発表された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」（内閣府）では、男女共同参画の実現に向けて、女性の活躍促進と並行して、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが掲げられ、男性の育児休業取得の推進や働き方の改革、さらに、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実が提唱されている³。

このような変化を前にして、適切な施策を立案し行うためには、ワークライフバランスの現状を正しく把握し分析するためのデータ基盤整備が必要である。そのような認識のもと、本分科会は、以下の審議を行ってきた。

¹ https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/21/dl/21-1-1-3_01.pdf

² <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000532355.pdf>

³ https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siry/pdf/ka67-s-2.pdf

2 現状及び問題点

(1) 危機時の統計調査

的確で客観的な資料・情報に基づき日本社会・経済の現状を正しく理解し、より良い社会に向けての必要な対策を講じるうえで、公的統計調査は最も重要な基礎資料となるものである。しかしながら、コロナ禍においては国民生活の現状把握に直結する令和2年度の「国民生活基礎調査」、令和2、3年度「国民健康・栄養調査」（ともに厚生労働省）など、いくつかの重要な調査が実施されなかった⁴。

これは調査系統の中核となる全国の保健所の業務が感染拡大により想定外に増大したことが主な原因である。しかし調査中止により、国民生活の実態把握にはブランクが生じた。ワークライフバランスとの関連では、人々の就業状態に加えて子供の保育の状況や介護に関して、コロナ禍による影響が生じたとみられるにも関わらず、経時的な比較が困難になった。また、人々の心の状態や健康状態についての分析にも支障が生じた。

2011年3月に発生した東日本大震災の際には、大きな被害を受けた地域を調査対象地域から除外する、あるいは集計・推計の方法や公表時期等を変更する、もしくは参考値を公表するなどの対応がとられたが、少なくとも主要な統計で調査中止にした例はない[3]。そのうえで、統計委員会によって①被災地の状況を踏まえて、可能な限り補完的、補足的な調査や推計を行う②特別の取扱いや補完調査等に関する情報については、全国集計値の時系列データの分析等において利用者の誤解を招かないよう、適切に公表・保存する③補完調査等の実施に当たっては、行政記録情報等の活用の可能性について、保存機関の協力を得ながら検討する、などの方針が打ち出された[4]。

ここに挙げた2つの危機を比較すると、東日本大震災では、調査対象者の被災・死亡、他地域への転居を含む移動、被災地への立ち入り困難などが主として調査実施を困難にしたのに対し、今回のコロナ禍では調査対象者ではなく実施側に支障が生じたという違いがある。つまり、コロナ禍においても、実施体制を整えば、調査を継続できた可能性が高い。

本来、社会が危機に直面している時こそ、統計調査を通じて実態把握に努め、危機への対応をとることが不可欠である[5]。今回の経験を踏まえて、公的統計調査を担当する諸機関においては、危機管理の一環として緊急時にも調査を継続できる体制を構築することが望まれる。

(2) パネル調査継続の重要性

コロナ危機のような社会経済状況の変化が企業や家計・個人などの経済主体の行動にどのような影響をもたらしているのか、また、様々な政策が所期の目的を達成している

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000692517.pdf 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応業務の増大により、調査系統の中核となる全国の保健所において調査事務への対応が極めて困難となっており、郵送など代替手段による実施や延期による実施も困難であること等から、令和2年調査（簡易調査）を中止した。

かどうかを検討するには、個々の経済主体の行動を事前事後で把握できる「パネル調査」が有効である。行政におけるEBPM (Evidence based policy making) への要請もあり、因果関係の把握に優れるパネルデータへのニーズは高まっている。

我が国におけるパネルデータ整備の課題については[6]で広範に検討され、同報告書では、①調査設計において政策性と学術性が両立できる体制の確保や②継続性と効率性が両立できる実施体制の確保が提言されている。①についてはとくに、調査設計段階での行政と大学・研究者の連携が十分に機能していないこと、また、②については、大学に所属する研究者等が科学研究費などの資金を得て実施する場合に、恒常的な実施組織・体制の維持が難しいことが指摘されている。

日本では民間研究機関や大学所属の研究者が主体となるパネル調査も増加しつつあるものの、標本の規模、回収率の高さ、地理的なカバレッジや継続性という点で公的機関の実施するパネル調査に比肩するものはない。その意味で、公的なパネル調査は重要な統計基盤の一翼を担うものである。

とくにワークライフバランスの実情を把握する上では、一時点における労働実態や生活時間配分の把握にとどまらず、職業スキルの蓄積過程や結婚・出産行動、健康状態の変化などをライフサイクル的な視点から検討することが不可欠であり、パネル調査が継続されることの意義は大きい。

たとえばワークライフバランス研究でしばしば利用されている「21世紀出生児縦断調査」(厚生労働省・文部科学省)は、調査対象者が今後、就職や家庭形成期に入る年齢に達しつつある。同調査が継続されれば、若者の雇用環境整備や女性の就業継続促進策、少子化対策に関する研究が進み、有益な知見が得られるものと期待される。

パネル調査の実施には多額の費用と労力を要するとはいえ、その価値は継続されることによって高まる。これまでに蓄積したデータの価値を損なわないためにも、公的パネル調査を継続するとともに、利活用の推進にいつそう取り組むことが望まれる。

並行して、後述するように行政記録(業務データ)をパネルデータとして活用すれば、実査を行うことなくパネルデータを作成・整備でき、調査費用の負担軽減にも貢献できると考えられる[7]。

(3) 機動性の確保

パネル調査を維持・継続することは、危機時への対応にもなる。コロナ禍ではいくつかの統計調査が中止される一方で、感染症拡大が生活や意識にもたらす影響を把握するために、公的機関や民間研究機関による新たな調査が実施された。従来とは異なる事象の発生に対応して機動的に調査を実施することは望ましい半面、危機前の状況を回想的にしか把握できなかったり、代表性のある標本を確保しにくかったりするなど、精緻な方法で影響を把握する上での困難も伴いがちである。

このような場合、現存するパネル調査の対象者へのWeb調査が実施可能であれば、迅速性を確保しつつ、回答者の負担と調査費用を軽減できると考えられる。単独で新規の

調査を実施するのと比較して、パネル調査では個人属性などの基本的な情報が既に把握されており、設問内容を厳選することが可能となる。また、新たな事象が発生する前の情報が得られているので、より正確な影響把握が可能となる⁵。

(4) 海外の事例

ここで、海外のパネル調査がコロナ禍にどのように対応しているかについて、イギリスとオーストラリアの例でみてみよう。

イギリスではコロナ禍が世帯や個人に及ぼす影響を把握するために Understanding Society COVID-19 study という特別パネル調査が 2020 年 4 月から実施されるようになった (同年 7 月までは毎月実施、9 月以降は隔月実施)。この調査の母体はイギリス国内の世帯と個人を対象として 2009 年にスタートした the United Kingdom Household Longitudinal Study (UKHLS) というパネル調査で、同調査の過去 2 回の回答者の中から 16 歳以上の者に対して協力を募り、Web 調査の形態で実施されている。Understanding Society COVID-19 study のホームページによると、第 1 回目調査の回答者数は 17,450 人と報告されている⁶⁷⁸。

Understanding Society COVID-19 study の特長は、以下の 3 点にまとめられよう。第 1 に、質問項目は UKHLS を実施している Institute of Social and Economic Research (ISER) の調査チームにより迅速に開発されている。第 2 に、母体となる UKHLS での情報蓄積があるので、この特別調査の所要回答時間は 20 分程度に抑えられている。第 3 に、調査から得られたデータは回収後数週間のうちに研究・分析のための利用が可能となる。これは調査を実施する ISER とデータ公開を担当する UK Data Archive との間で、匿名化を含むデータ処理のプロトコルについて協力関係が構築されていることが大きく寄与している。

オーストラリアのパネル調査 (The Household, Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA) Survey、以下「HILDA」) は 17000 人のオーストラリア人を対象とする代表性ある標本からなるパネル調査で、2001 年から実施されている。同調査は、豪連邦政府社会サービス局 (Department of Social Services) の委託を受けてメルボルン大学の Melbourne Institute of Applied Economic and Social Research が毎年実施しており、家庭生活や就業状況などについての幅広い質問が含まれている⁹。

従来、HILDA は対面で実施されてきたが、コロナ禍の第 20 回調査は電話調査に切り替えられ、記入式質問票は従来の郵送に加えオンラインでも回答できるように変更された。また、4 年に 1 回、対面で実施していた認知能力テストは中止された。その一方で、調

⁵ 他方、パネル調査では回答者が移動した場合のフォローアップや個人情報の収集・保持にまつわる費用が生じるという問題もある。

⁶ <https://ukdataservice.ac.uk/deposit-data/sharing-experiences/understanding-society/>

⁷ なお、UKHLS の前身は、1991 年に始まった British Household Panel Survey (BHPS) である。

⁸ インターネットへのアクセスがない世帯には別途、電話調査を 1 回実施している。また、子供に関する質問は基本的には大人が回答するが、調査回によっては 10-15 歳の子供自身が配布された質問紙に直接回答している。

⁹ <https://melbourneinstitute.unimelb.edu.au/hilda>

査にはコロナ禍の生活への影響にかかわるモジュールが追加されている。なお、このような変更が回収率に及ぼす影響は、おしなべて小さかったと報告されている[8]。

これらの事例では、平時から構築されているパネル調査の枠組みを利用しつつ、適宜オンライン化や電話調査への切り替えを図ることで、調査を継続したり、危機時のニーズに合った調査を起動的に実施したりすることが可能となっている。

(5) 行政記録（業務統計）の活用推進、統計間のマッチング

行政記録情報は、基本的には行政が機能している限り間断なく蓄積されているので、企業や家計・個人など個々の経済主体の識別番号を用いればパネルデータを構築することも可能であり、既存の統計調査との連携も考えられる。日本学術会議が2020年に発出した提言「行政記録情報の活用に向けて」[9]では、そのような利点を生かすことが提言されているが、実現に向けた動きを加速させる必要がある。

たとえば、通常業務で得られている情報をリアルタイムで分析可能であれば、コロナ危機のように時々刻々と事態が変化する場合にも正確な情勢判断が可能となるはずである。

また、ワークライフバランスの実情を把握するうえでは、労働者と企業の双方についての情報を統合することが有益である。統計委員会における過去の検討[7]においても、企業データと個人データのマッチングを行い、企業の人事戦略や人事管理が労働者の働き方に及ぼす影響を把握する重要性が指摘されている。

内閣府「組織マネジメントに関する調査」の企業データと厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の従業員データを接合した研究では、企業の賞与体系や昇進システムが長時間労働と関係しているといった重要な知見が得られている[10]。また、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」と厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を接合した研究[11]では、労働時間の上限規制が適用された企業において、長時間の時間外労働をする労働者割合が低い傾向を見出しており[11]、統計間のマッチングが政策評価においても効果的であることを示している。

(6) ウェルビーイング指標を巡る動き

ワークライフバランスは、広義には人々のウェルビーイングに関わる問題である。厚生労働省の雇用政策研究会報告書[2]は、働き方を労働者が主体的に選択できる環境整備の推進・雇用条件の改善等を通じて労働者が自ら望む生き方に沿った豊かで健康的な職業人生を送れるようにすることなどを内容とする「就業面からのウェル・ビーイングの向上」を提唱している。国際的には、国連やOECDの呼びかけのもと、ウェルビーイング指標を計測して政策評価指標にする取り組みも始まっており[12]。日本においても、内閣府が2019年度から「満足度・生活の質に関する調査」を開始した。

ワークライフバランス研究の分野でも、主観的なウェルビーイングをワークライフバランスのアウトカム指標に用いる研究が出てきている。たとえば[13]は、18歳未満の子

どもがいる既婚者に注目し、既婚男性 がテレワークを実施した場合、自身の家事・育児負担や時間を増やし、生活満足度などが高まる傾向を明らかにしている。

もっとも、日本においてはウェルビーイング指標の計測の試みがスタートしたばかりの状況であり、その有効利用については、学術面および政策面からの十分な検討が求められる。

3 今後の検討事項

以上を踏まえて、本分科会では以下の点が、今後のさらなる検討事項としてあげられた。

(1) 統計調査の継続と機動性の確保

コロナ禍の経験を踏まえて、公的統計調査を担当する諸機関においては、危機管理の一環として緊急時にも調査を継続できる体制の構築が望まれる。

また、公的パネル調査を継続するとともに、利活用の推進にいつそう取り組むことが望まれる。

そのうえで、コロナ禍における休校などのように、従来とは異なる事象の発生に伴い、その影響を把握する必要がある際には、継続的に実施されているパネル調査と紐づける形で機動的に調査を実施することも検討されるべきである。

(2) 行政記録（業務統計）の活用推進

行政記録情報の整備については 2020 年 9 月に提言が出されたところであるが、通常業務で得られている情報をリアルタイムで分析可能であれば、コロナ危機のように時々刻々と事態が変化する場合にも正確な情勢判断が可能となる。

また、ワークライフバランスの実情を把握するうえでは、労働者と企業の双方についての情報を統合することが有益である。労働者についての行政記録と企業についての行政記録の統合や、行政記録と統計調査の統合を可能とするよう、体制整備を加速させるべきである。

(3) ウェルビーイング指標の拡充についての検討

海外におけるウェルビーイング指標活用の動きを視野にいれつつ、統計調査におけるウェルビーイング指標の扱い、その有効利用について研究者と連携を図りつつ検討を進めることが望まれる。

<参考文献>

- [1] 厚生労働省「令和4年版労働経済の分析」（労働経済白書）（令和4年9月6日閣議配布）
- [2] 雇用政策研究会「雇用政策研究会報告書 人口減少・社会構造の変化の中で、ウェル・ビーイングの向上と生産性向上の好循環、多様な活躍に向けて」2019年7月、雇用政策研究会。
- [3] 統計委員会「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」2011年9月22日公表
- [4] 樋口美雄、乾 友彦、杉山 茂、若林光次、空閑信憲 細井俊明、池本賢悟、高部 勲、植松良和、有光建依「統計からみた震災からの復興」ESRI Discussion Paper Series No.286, 2012年4月、内閣府経済社会総合研究所
- [5] 宇南山卓「特別コラム：今こそ統計の出番：大震災からの復興の第一歩」RIETI（独立行政法人経済産業研究所）2011年3月30日 https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0308.html
- [6] 株式会社野村総合研究所「日本におけるパネルデータの整備に関する調査報告書」（平成23年度内閣府大臣官房統計委員会担当室請負調査）2012年3月、
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/nenpou/chousa/chousa_1203/chousa_1203a.pdf
- [7] みずほ情報総研株式会社「ワークライフバランスの状況把握を視野に入れた 統計の体系的整備に関する調査 報告書」（平成22年度内閣府大臣官房統計委員会担当室請負調査）2011年3月
https://www.soumu.go.jp/main_content/000422927.pdf
- [8] Nicole Watson, Yihua Jin, and Michelle Summerfield "Wave 20 data quality and the impact of questionnaire and fieldwork changes due to the COVID-19 pandemic," HILDA Project Discussion Paper No. 1/2, December 2021, MELBOURNE INSTITUTE Applied Economic & Social Research.
- [9] 日本学術会議経済学委員会数量的経済・政策分析分科会「提言 行政記録情報の活用に向けて」2020年9月18日
- [10] Mari Tanaka* Taisuke Kameda† Takuma Kawamoto‡ Shigeru Sugihara§ Ryo Kambayashi, "Managing Long Working Hours: Evidence from a Management Practice Survey" Journal of Human Resources, 2022, 0421-11605R2.
- [11] EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム「EBPMの分析レポート（時間外労働の上限規制）」2021年12月27日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000928417.pdf>
- [12] 松下美帆「ウェルビーイング指標の政策活用：海外事例と日本への示唆」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー、2023年1月 <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/78462/DP699.pdf>
- [13] 白井 恵美子・佐藤 繭香・松下 美帆（2022）「新型コロナウイルス感染症の影響下におけるワーク・ライフ・バランス」『経済研究』第73巻第4号, 358-391

＜参考資料 1＞審議経過

令和 3 年

2月2日 ワークライフバランス研究分科会（第1回）
役員の選出、今後の進め方について

9月13日 ワークライフバランス研究分科会（第2回）
活動方針案について

令和 4 年

11月24日 ワークライフバランス研究分科会（第3回）
意思の表出について

令和 5 年

1月24日 ワークライフバランス研究分科会（第4回）
見解骨子案について

＜参考資料 2＞シンポジウム開催

労働政策フォーラム「ワークライフバランス研究の新局面」開催（令和4年3月4日）

独立行政法人労働政策研究・研修機構と共同主催

シンポジウム内容は以下の URL にて動画および資料公開中

https://www.jil.go.jp/event/ro_forum/20220303/index.html